公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社クロサイ
２．本店所在地　奈良県生駒市小明町541番３号　池田ビル２－Ｂ号室
３．登録番号　近畿財務局長（金商）第415号
４．登録年月日　令和３年１月29日
５．行政処分の年月日　令和８年６月１日
６．行政処分の内容　新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を令和８年６月１日から同年８月31日まで停止すること。

令和８年６月18日

近畿財務局長　坂口和家男

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告